

国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎規程

制 定 平成31年 3月 6日

法人和歌山大学規程第 2113号

最終改正 令和 4年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、外国人留学生（以下「留学生」という。）の住環境の整備に資するため、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が借り上げて管理運営する、居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（以下「借上宿舎」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議)

第2条 借上宿舎の管理運営に係る重要事項に関する審議は、和歌山大学日本学教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）において行う。

(借上宿舎の契約)

第3条 借上宿舎の新規及び契約の更新については、運営委員会の下に専門部会（以下「専門部会」という。）を置き、審議する。

2 専門部会に関する事項は、センター長が別に定める。

(入居資格)

第4条 借上宿舎に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学に在学する留学生
- (2) その他学長が適当と認めた者

(入居期間)

第5条 借上宿舎に入居することができる期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当する者については、1年以内
- (2) 前条第2号に該当する者については、学長が特に必要と認め許可した期間

2 前項第1号の入居期間について、学長が特に必要と認めた場合は、当初の入居期間を延長することができる。ただし、この場合においても、入居期間は通算して2年を超えることができない。

(入居の申請、選考及び許可)

第6条 借上宿舎に入居を希望する者は、別に定める書類を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 借上宿舎に入居する者の選考及び許可は、運営委員会の議を経て学長が行う。

(寄宿料等)

第7条 借上宿舎に入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、別に定めるところにより寄宿料等を、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

(禁止事項等)

第8条 借上宿舎の自室における生活上の禁止事項及び遵守事項については別に定める。

(損害賠償)

第9条 入居者が故意又は過失により、借上宿舎の施設、設備、備品等を滅失、き損又は汚損したときは、直ちに学長に届け出るとともに、その原状回復に必要な経費を弁償しなけ

留学生用借上宿舍規程

ればならない。

(入居許可の取消)

第10条 学長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。

- (1) 入居者が所定の期日までに入居手続きを完了しないとき。
- (2) 入居許可申請書等の内容に重大な虚偽の事実が判明したとき。
- (3) 第7条に定める寄宿料等を滞納し、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 第8条に定める遵守事項に違反したとき。
- (5) 前条に定める義務を履行しないとき。
- (6) その他借上宿舍の管理運営及び借上宿舍における集団生活に重大な支障を与えたとき。

2 前項の規定により、入居者が被る損失については、本学はその責を負わない。

(退去)

第11条 学長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、速やかに退去させるものとする。

- (1) 第4条に定める入居資格を失ったとき。
- (2) 入居許可期間が満了したとき。
- (3) 前条第1項第2号から第6号までの規定に該当し、入居許可を取り消されたとき。

2 入居者は、前項の規定により退去するときは、居室並びに居室に附属する設備及び備品を入居時の状態に回復しなければならない。

(部外者の宿泊)

第12条 借上宿舍には、入居者以外の者を宿泊させてはならない。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(事務)

第13条 借上宿舍の事務は、国際交流課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、借上宿舍の管理運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、和歌山大学国際交流会館規程（平成6年11月4日制定）は、廃止する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2449号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。